

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

岩手県産業成長戦略構想

－ 潜在力を成長へ －

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県

### 3 地域再生計画の区域

岩手県の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 1) 背景

高度経済成長を背景として、中央集権型の行財政システムによる財源配分の仕組みと国土の均衡ある発展を目指した国土計画によって支えられてきた地方経済は、少子・高齢社会の到来や分権型社会への転換、経済のグローバル化、国・地方を通じた財政環境の悪化、環境制約の増大など社会経済環境の劇的な変化により、自立的かつ構造的な変革を迫られている。

本県においては、これまで国土計画に対応した高速交通体系の整備や港湾整備に代表される公共投資が地域経済を牽引してきたところであり、また、高速交通体系の整備と呼応した県南圏域における自動車製造や半導体製造などを中心とした企業集積戦略が実を結びつつあるが、県全域への波及効果を産み出すには至っていない。

特に、広大な本県の多くを占める県北・沿岸圏域においては、自然的・地理的な制約条件に加え、生産年齢層の県央・県南部や県外への流出が加速するなど、地域経済の縮小や活力の低下などが懸念されていることから、特色ある地域資源を生かした自立した経済構造への転換に迫られている。

そのため、本県では、今後の県政の重要課題が、広域的視点に立った「産業の振興」であるとの認識のもと、自立した地域経済基盤の構築に向けた地域産業の力強い成長を実現する指針として、『産業成長戦略』を策定したところである。

さらに、これまでの振興策の展開とその結果を検証し、これを踏まえて、今後確実かつ早急に成果を上げるため、特に重要な産業振興に関する基本的な考え方と具体的な取組みの指針として、『県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向』を取りまとめたところである。

この『産業成長戦略』や『県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向』の中で、特に強みである自動車関連や機械加工など基盤技術のこれまでの集積効果を全県に波

及させ、一層生かしていく「ものづくり産業」、本県の豊富な農林水産物や特色のある観光資源、自然エネルギーやバイオマスなどの環境資源など岩手らしい地域資源を生かす「地域資源型産業（食産業、観光産業、環境関連産業）」、国内有数の生産力を誇り生産技術の蓄積も豊富な「農林水産業」など、自立の核となる岩手らしいポテンシャルの高い地域資源を生かした5つの産業を県全域の産業成長牽引の柱に据え、産学官による共同研究開発、産業人材の育成などを通じて、商業やサービス業を含む県内企業を総合的に支援し、本県産業全体の育成を図ることとしている。

## 2) 取組みの現状

### 【本県に集積が進展するものづくり産業の振興】

北海道・東北地域で唯一の自動車組立工場を有する本県では、自動車関連産業への参入・取引拡大に求められる高品質、低コスト、短納期に対応できる企業を育成するため、平成15年度から「いわて自動車産業集積プロジェクト」を展開し、生産工程の改善指導や技術展示商談会の開催、サプライヤー企業への従業員派遣支援、工場建設・設備導入に対する補助などにより、地元企業の支援に取り組んでいるところである。

また、岩手大学、県工業技術センター、県内企業等による関連技術の開発・実用化に向けた取組み(金型や高機能鋳鉄をはじめトリアジンチオール、酸化亜鉛材料など)を産学官の連携により積極的に推進している。

さらに、岩手大学では、大学院工学研究科に金型・鋳造工学専攻を設置して、金型・鋳造分野の高度技術者、研究開発人材の育成を強化しているところである。

なお、本県を含む東北地域では、自動車や半導体などクラスター形成の可能性が高い技術分野・地域を重点化してネットワーク化に取り組む東北地域クラスター形成戦略「TOHOKUものづくりコリドー」を、東北経済産業局が中心となって展開しており、本県はその中で、北上川流域地域にクラスター形成を目指す「自動車関連等ものづくり産業クラスター」を位置づけ、県内の産業支援機関を中心に、企業の事業化に取り組む研究会活動や販路拡大など総合的な支援を行っているところである。

### 【高品質で安全・安心な農林水産物を生かした食産業等の振興】

既存の流通システムに依存した生産と素材供給が中心であった従来の枠組にとらわれず、加工等による付加価値を域内で享受し、地域の経済循環の活発化を促進する観点から、岩手県産業創造アドバイザーなどの各分野に精通した専門家、県内外の有力企業、岩手大学や試験研究機関、金融機関等による食産業支援のためのネットワークを強化しているところである。

このような支援体制のもと、地域の経済・雇用を支える中核的な企業や農林水産事業者を重点的に育成・支援しており、特に、今後の成長が期待できる地場企業や販路拡大等に意欲的に取り組んでいる生産者等を対象に、県内外の有力企業(小売、

メーカー等) が持っているマーケットや商品開発力、情報などを活用しながら、取引支援や経営に係る改善指導などを行っている。

また、雑穀ややまぶどうなど産業化が有望なシーズ(食材)について、戦略的に連携(取引支援・機能性食品などの研究開発・企業誘致)を発展させ、食産業クラスターの形成に向けて、食関連産業全体のスケールアップを推進している。

さらに、県北・沿岸圏域など、地域主導で進めている域内の小規模事業者等を対象とした製品開発や販売戦略などを、産学官が一体となって専門的に支援することにより、地域の食産業人材を育成し、地域からの成功事例の創出に取り組んでいる。

さらに、「食」を核とした新たな観光ビジネスの創出など、食産業と観光産業が有機的に連携した総合産業として成長・発展させていくことが、本県では特に重要であるという認識のもと、地域の魅力的な食材が宿泊施設などにおいても積極的に活用されるよう、生産者と宿泊施設間の直接的な連携による共同仕入等の新たな仕組みの構築に取り組んでいる。

### 3) 目標

本県経済の成長を促していくためには、県内で生産した製品、生産物等を県外で販売して所得を獲得する製造業や農林水産業、さらには県内に顧客を誘導して所得を獲得する観光産業が基盤となる。

このような県外から獲得する所得が県内で循環することにより、商業、サービス業の所得が発生し、地域経済全体の成長が促される。

こういった観点から、製造業などいわゆる「域外市場産業」の強化が産業政策上の重要な課題であり、また、産業の成長を実現していくためには、資源や市場など成長のための潜在的なポテンシャルに十分着目していくことが必要である。

このため、本県産業の成長を牽引していく産業の柱を以下のように設定し、それぞれの産業を強力に育成することにより、商業、サービス業を含めた本県産業全体の育成を図っていく。

なお、厳しい経済状況が見込まれる中、目標を達成し、その水準を維持していくため、地域再生法(平成17年法律第24号)第20条に基づく地域再生支援利子補給金を支援措置の1つとして位置付けることを予定しており、それに伴い、当該利子補給金の支給期間(5年間)を含めた期間を、6に掲げる計画期間として設定する。

- 自動車関連産業や機械加工などの基盤技術を有する中小企業の集積力を生かす『ものづくり産業』
- 本県の豊富な農林水産物や特色ある観光資源、自然エネルギーやバイオマスなどの環境資源など、岩手らしい地域資源を生かす『地域資源型産業(食産業、観光産業、環境関連産業)』
- 国内有数の生産力を誇り、生産技術の蓄積も豊富な『農林水産業』

これら五つの産業の目指す姿と数値目標は以下のとおり。

**【ものづくり産業】**

優れた産業人材などを生かし、ものづくり基盤技術の高度化と集積を一層進め、国際競争力のある高度部材供給基地を形成する。

また、この強みを生かし、自動車関連産業や半導体関連産業の集積を進めるとともに、電気・電子、精密機械産業などの集積も視野に入れて、連峰型の産業集積を実現し、アジア生産ネットワークの連携の中で、国内有数のものづくり産業集積の実現を目指す。

さらに、ものづくり産業の高度化の大きな鍵となる組込みソフトウェア技術や、基盤技術を有する中小企業の生産性向上を牽引するソフトウェア技術の強化を図る。

**平成 22 年度の数値目標**

出荷額を概ね 1,600 億円押し上げることを目指す。

**【地域資源型産業（食産業）】**

本県の特色ある農林水産物を生かす「食」を核として、新しいビジネス展開や販路開拓を促進する。

こうした取組みの活発化により、高い付加価値生産性のもとで地域の雇用を支える総合産業に育成する。

**平成 22 年度の数値目標**

出荷額を概ね 150 億円押し上げることを目指す。

**【地域資源型産業（観光産業）】**

本県の豊かな自然、食のめぐみ、祭り、行事などを背景として、地域から観光交流を提案・発信し、国内外の観光客が地域住民とともに、楽しみ、体験する「地域回遊交流型観光」の実現によって、国内外からの観光客を大きく増加させ、地域経済の活性化を図る。

**平成 22 年度の数値目標**

県外観光客の概ね 60 万人回<sup>※</sup>増、海外からの観光客の概ね 4 万人回増を目指す。

※ 万人回 ～ 観光地を訪れた観光客の延べ人数

**【地域資源型産業（環境関連産業）】**

広大な県土や変化に富んだ自然環境・気象条件などが育んできた多様な資源を産学官の連携等により積極的に活用しながら、バイオマスの新たなエネルギーや製品への

利活用や太陽・風力等のローカルエネルギー<sup>※</sup>の利用、廃棄物のリサイクルに関する技術・製品の開発、ノウハウの蓄積、先駆的なビジネスモデルの構築等により、環境と調和した新しい産業の創出を図る。

※ ローカルエネルギー ～ 太陽光、風力、バイオマスなどの自然エネルギーや、廃棄物焼却熱、下水汚泥などのリサイクル型エネルギーといった各地域に分散して存在する小規模なエネルギー源。

### 【農林水産業】

岩手ならではの地域特性を生かし、安全・安心な農林水産物をバランスよく生産し安定的に提供することができる、我が国の「総合食料供給基地」としての地位を確立するとともに、消費者・市場を重視した生産・流通・加工の取組みを強化し、市場競争力を高めることにより、本県の地域経済社会を支える基盤となる産業として確立する。

#### 平成 22 年度の数値目標

産出額等の減少傾向に歯止めをかけ、概ね 100 億円増を目指す。

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

本県の資源・潜在力を生かした経済的な自立基盤を確実に構築していくためには、目標に掲げた本県産業の成長を牽引する五つの産業を強力に育成していく必要があり、各産業に共通する『産業人材の育成』、『産学官金の連携』、『企業誘致』、『就業支援』、『社会資本の整備』、『経済界との連携』といった取組みについて、全県総力をあげて早急に強化していく。

このことにより、本県に顕在化しつつある、あるいは潜在化している地域の大きな可能性を引き出し、本県産業の総合的な成長に結びつけていく。

これら六つの具体的な取組み内容は以下のとおり。

### 【産業人材の育成】

産業成長を実現していく上で、優れた人材の育成は最も基礎的かつ重要な政策であり、本県は、これまでも先駆的な取組みを進めてきたが、今後、一層広範囲で強力な取組みを進める。

特に、教育界と産業界の緊密な連携のもとで、ものづくりの高度技術者や農林水産産業をリードする人材を育成するとともに、企業ニーズを踏まえた試作的な研究開発などを通じて企業技術者の再教育にも取り組んでいく。

### 【産学官金の連携】

産業競争力強化の観点に立って、産業界、大学、行政・試験研究機関、金融機関などの連携を密にし、共同研究などの取組みを推進する。

特に、本県の強みである「岩手ネットワークシステム（INS）」や「いわて産学連携推進協議会（リエゾン-I）」、「岩手農林研究協議会（AFR）」などの産学官金連携の基盤を十分に生かしながら、本県全体の産学官金のより広範囲で強固なプラットフォームとして「いわて未来づくり機構」を設立したところである。

このプラットフォームをベースに、産学官研究開発プロジェクトを数多く展開するとともに、産業支援機関や大学、金融機関におけるコーディネート機能を強化し、研究成果の事業化を強力に推進する。

### 【企業誘致】

本県に集積が進展するものづくり分野のさらなる企業誘致を進めるとともに、産業集積の高度化を進める観点から、研究開発機能を有する企業の誘致にも取り組む。

また、県北・沿岸地域の特色ある農林水産資源等を活用する食品関連企業などの誘致も進める。

これらの取組みを戦略的に進めるため、「特定区域における産業の活性化に関する条例」に基づき、工場の新増設を促進するゾーンを設定し、設備投資に対する大型補助や課税免除などの支援策を積極的に活用していく。

### 【就業支援】

人口減少が進む中、労働力人口の減少に歯止めをかけていくため、若者の充実した職業生活への移行を支援するほか、誰もが意欲と能力に応じいきいきと働けるよう、女性や高齢者などが、ライフステージに応じた多様な働き方ができる環境の整備を進める。

### 【社会資本の整備】

産業の成長に必要な物流インフラや情報通信基盤などの社会資本については、厳しい財政制約を踏まえ、「選択と集中」の視点に立った事業の選択を進めるとともに、既存社会資本の有効活用を推進する。

### 【経済界との連携】

産業成長を実現し、地域経済の浮揚を図っていくためには、地域のさまざまなセクターやプレーヤーの力を最大限引き出していくことが重要であり、この観点に立って、地域の産業団体や経済団体、金融機関等と戦略を共有し協働を強化する。

特に、産業界の意欲的な事業展開を資金面から支える観点から、金融機関、信用保証協会との密接な協調を進める。

## 5-2 地域再生法（平成17年法律第24号）第5章の特別の措置を適用して行う事業

### 1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

### 2) 当該支援措置を受けて実施し、又はその実施を促進しようとする事業の内容

内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が、本県産業の成長を牽引していく産業の柱として本地域再生計画に位置づけられる「ものづくり産業」、「地域資源型産業（食産業、観光産業、環境関連産業）」、「農林水産業」に係る事業を行う事業者に対して、同機関の金融面での判断により必要な資金を貸し付ける事業

### 3) 地域再生支援利子補給金交付要領別表（平成20年5月21日内閣府制定）に定める事業のうち本計画に合致するもの

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ④ 地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全（良好な環境の創出を含む。）に係る事業

### 4) 利子補給金の受給を予定する金融機関名

「岩手県産業成長戦略構想」地域再生協議会の構成員である株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社青森銀行、株式会社秋田銀行、盛岡信用金庫、花巻信用金庫、北上信用金庫、水沢信用金庫、一関信用金庫、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、岩手中央農業協同組合、花巻農業協同組合、岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合、いわい東農業協同組合、大船渡市農業協同組合、岩手中央酪農業協同組合、岩手県信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行

5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて行われる地域再生に資する事業の実施による経済的社会的効果と雇用機会創出効果

本支援措置導入により、指定金融機関の目利き力等を活用しつつ、本計画の目的に資する事業の安定化を図るとともに、各産業の企業立地や既存立地企業の設備投資等を誘引し、産業集積を図るとともに、産学官連携を通じた人材育成施策と協働し雇用基盤を確立することで、雇用拡大が図られる。

経済的社会的効果として、計画期間中に、ものづくり産業の出荷額を 19.2 億円、地域資源型産業（食産業）の出荷額を 6.8 億円、農林水産業の産出額を 0.3 億円程度引き上げることが期待される。

また、本計画に基づく他の様々な産業振興施策との相乗効果により、4 に掲げる各目標の達成に寄与することが期待される。

さらに、雇用機会創出効果として、計画期間中に 139 人程度の雇用の維持・創出が期待され、現在、厳しい状況にある県内産業の雇用基盤の維持に寄与する。

○ 利子補給金活用による新規事業化見込み件数 平成 22 年度末まで 7 件

ものづくり産業	2 件
地域資源型産業（食産業）	2 件
農林水産業	1 件
地域資源型産業（観光産業）	1 件
地域資源型産業（環境関連産業）	1 件

○ 本計画に係る産業別 1 事業所あたり出荷（産出）額（地域資源型産業（観光産業）については宿泊業 1 事業所あたりの売上額）

ものづくり産業	9.6 億円
地域資源型産業（食産業）	3.4 億円
農林水産業	0.3 億円
地域資源型産業（観光産業）	0.9 億円
地域資源型産業（環境関連産業）	—

○ 本計画に係る産業別 1 事業所あたりの従業者数

ものづくり産業	35 人
地域資源型産業（食産業）	23 人
農林水産業	12 人
地域資源型産業（観光産業）	11 人
地域資源型産業（環境関連産業）	—

※ 地域資源型産業（環境関連産業）については、環境への調和の視点に立った新たな産業の創出を図ることを目標としており、従来の特定期間分野に限定するものでないことから、定量的な効果を見込むことが困難なため、上記の見込み数に



は含めていないが、本支援措置の活用により、本計画の目標達成に資するものと考えられる。

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針（平成17年4月22日閣議決定）に基づく支援措置【科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム】

1) 支援措置の番号及び名称

番号 B0801

名称 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

2) 支援措置を受けようとする者

国立大学法人岩手大学

3) 連携を行う自治体の名称

岩手県

4) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組みの内容

- ① 大学院修士課程レベルで、金型・鋳造、デバイス技術分野において、研究開発から生産技術、経営までを一貫して理解できる高度技術者を育成する。
- ② 社会人技術者を対象に短期講習コースを開設し、履修後には「岩手マイスター」の認定を行う。
- ③ 「ものづくりエンジニアリングラボラトリー」を設置し、基礎研究から試作段階までの開発を通し実践的研究を行う。
- ④ 「北上川流域ものづくりネットワーク」と連携し、卒業生・修了生の県内定着率の向上と「岩手マイスター」の育成により、地域企業の技術力の高度化を図る。

#### 【現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）】

1) 支援措置の番号及び名称

番号 B0802

名称 現代的教育ニーズ取組プログラム（現代GP）

2) 支援措置を受けようとする者

独立行政法人国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校

3) 連携を行う自治体の名称

岩手県

#### 4) 当該支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組みの内容

- ① 高度な実践的技術者教育を求める地域の要請に応え、教員と近隣自治体、企業関係者が連携したCOOP共同教育による支援体制を構築し、生きた「問題解決型教育」及び「完結型教育」を実施することにより、豊かな発想を持って世界に通用する技術を創造し、また、既存技術を格段に発展させることが出来る“ものづくり人材”を輩出し、地域の持続的な経済の発展に寄与する。
- ② 実施に当たっては、企業ベテラン技術者等と教員とがチームを構成し、従来の専門知識を教え込む方式を改め、学生が持つ知識と知恵を働かせ、積極的に自ら学び取る姿勢を引き出し、学問と実践面との双方から総合的にモノを見る目と開発力を養成する。

### 5-3-2 独自の取組み

地域再生基本方針に基づく支援措置を活用するほか、この計画の目標を達成するため、以下の取組みについても、総合的かつ一体的に行う。

#### 【東アジア戦略】

ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて自由に行き交うグローバル化の進行のもと、特に、成長著しい東アジア圏については、「世界の工場」としての地位を築きつつ、同時に「新たな成長市場」として脚光を浴びている。

また、WTO交渉やFTA締結などの進展により自由貿易体制が進むなかで、東アジアにおける自由経済圏形成の動きも加速化している。

こうした東アジア圏の経済成長や自由経済圏の形成は、本県の中小企業や農林水産業、観光産業の成長に大きなチャンスをもたらしている。

一方、本県は、人材、技術、安全・安心への対応など、東アジア地域のさらなる発展に十分かつ的確に貢献できるポテンシャルを有していることから、本県が東アジアの一員との認識のもと、「地域と地域」という観点に立った互恵的で多面的な連携を進めていくことが重要である。

その結果として、東アジアにおける成長市場への県産品の進出などの基盤構築につながっていく。

このような認識に立って、中国大連市などと、農業や水産業、環境技術、学術分野での技術協力・交流促進を推進する。

こうしたことを基本に据えつつ、「農産物等の県産品の市場浸透」、「観光客の誘致」、「ものづくり産業の展開」という三つの視点から東アジア戦略を進める。

#### 1) 農産物等の県産品の市場浸透

本県の海外事務所設置地域などを中心に、海外事務所機能を有効に発揮させつ

つ、商社との連携などを視野に入れて、米や水産物、日本酒等の県産品について、先行者利得を得られる形で販売できるよう市場浸透の取組みを進める。

## 2) 観光客の誘致

東北地域の観光情報・旅行商品情報の提供や広域旅行商品の開発促進に取り組むなど、東北各県との連携を強化しながら、台湾、香港、韓国等からの観光客の増大に向けた取組みを展開する。

## 3) ものづくり産業の展開

今日、ものづくり産業を軸に、東アジア規模での生産ネットワークが形成され、またそのネットワークは質・量の両面において着実に高度化が進んでいる。本県の「ものづくり産業」は、このような生産ネットワークと一体化することによって、製品や部品市場の獲得、コスト競争力の強化、技術の高度化・多様化などを実現し、産業として成長を遂げていくことができる。

このような認識に立って、本県の「ものづくり産業」、特にその基礎となる基盤技術分野の中小企業の東アジア展開を強力に支援する。

また、「水産加工」分野においても、国際競争力の強化や海外市場の開拓に向け、中国への独資法人の設立や現地法人への委託加工の取組みが始まっており、こうした中小企業の海外ビジネス展開の取組み支援を強化する。

## 6 計画期間

認定の日から平成28年3月末まで

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標については、県自らが毎年度行う政策評価等において、その達成状況を調査、評価し、改善すべき事項の検討を行う。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし